

介護予防・日常生活支援総合事業の報酬単価の 見直しについて

小豆島町高齢者福祉課

令和3年3月22日

※変更箇所は黄色枠で示しています

令和3年4月以降のサービス単価について

◆訪問型サービス

【予防訪問サービス】

基本単価	要支援1・2 1,176単位/月（1月につき週1回程度の訪問）	
	要支援1・2 2,349単位/月（1月につき週2回程度の訪問）	
	要支援2 3,727単位/月（1月につき週3回程度の訪問）	
加算	初回加算	200単位
	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)100単位/月 (Ⅱ)200単位/月
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)所定単位×13.7% (Ⅱ)所定単位数×10% (Ⅲ)所定単位×5.5% (Ⅳ)(Ⅲ)の90% (Ⅴ)(Ⅲ)の80%
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)所定単位×6.3% (Ⅱ)所定単位×4.2%
	同一建物減算	×90%
	特別地域加算	15%
	中山間地域小規模事業所加算	10%
	中山間地域サービス提供加算	5%

【軽度家事支援サービス】

事業対象者、要支援1・2 30分あたり1,210円

◆通所型サービス

【予防通所サービス】		
基本単価	要支援 1 1,672単位/月	要支援 2 3,428単位/月
加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位/月
	運動器機能向上加算	225単位/月
	若年性認知症利用者受入加算	240単位/月
	栄養アセスメント加算	50単位/月
	栄養改善加算	200単位/月
	口腔機能向上加算	(Ⅰ) 150単位/月 (Ⅱ) 160単位/月
	選択的サービス複数実施加算	(Ⅰ) 運動・栄養・口腔のうち2つ実施 480単位/月 (Ⅱ) 運動・栄養・口腔のうち3つ実施 700単位/月
	事業所評価加算	120単位/月
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 支1 88単位/月 支2 176単位/月 (Ⅱ) 支1 72単位/月 支2 144単位/月 (Ⅲ) 支1 24単位/月 支2 48単位/月
	生活機能向上連携加算	200単位/月 ※運動機能向上加算を算定している場合100単位/月
	口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ) 20単位 (Ⅱ) 5単位/回 (6月に1回を限度)
	科学的介護推進体制加算	40単位/月
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 所定単位×5.9% (Ⅱ) 所定単位×4.3% (Ⅲ) 所定単位×2.3% (Ⅳ)(Ⅲ)の90% (Ⅴ)(Ⅲ)の80%
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ) 所定単位×1.2% (Ⅱ) 所定単位×1.0%
	利用定員を超える場合の減算	×70%
	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合の減算	×70%
	中山間地域等サービス提供加算	5%
同一建物減算	支1 -376単位/月 支2 -752単位/月	

【介護予防運動教室】

事業対象者、要支援 1・2 1回あたり3,620円（認知症予防加算 1回あたり100円加算）

【介護予防入浴サービス】

事業対象者、要支援 1・2 1回あたり3,820円

◆その他の生活支援サービス

【配食サービス】

事業対象者、要支援 1・2 1食あたり660円
利用者負担：1食あたり505円（生活保護受給者は1食あたり378円）